



弁護士知財ネット

理事長 末吉 亙

事務局次長 星 大介

# 最近の事例から見える 営業秘密の管理対策のポイント

@営業秘密官民フォーラム (2018.6.13)

# 漏洩者による「自分の資料なので営業秘密だと思わなかった」との主張

フューチャーアーキテクト事件(2018年3月8日報道):自身が作成した顧客向けの金融システム提案書や見積書、従業員名簿を同社サーバーから取得して複製し、持ち出すなどした疑い。「自分で作成した資料なので問題ないと思った」と容疑を否認。

京セラコミュニケーションシステム事件(2018年5月1日報道):会社のサーバーから病院経営の手法などに関するデータを私用パソコンに送信。犯行は認めているものの「自分が作ったデータなので持ち出してもいいと思った」と弁解。

# 漏洩者による「自分の資料なので営業秘密だと思わなかった」との主張

営業秘密情報の帰属を争う趣旨？

会社の秘密管理性を争う趣旨？

いずれの事件も会社のサーバーから資料を持ち出したとされている。会社が当該資料を「**秘密として管理**」していれば、漏洩者が作った資料だったとしても、当該資料自体は営業秘密として認められるはず。

情報が**管理レベルの異なる複数の媒体に記録**されている場合や、従業員等が**会社とは別に**資料を所持しており、それを第三者に開示した場合はどうか。

# 情報が**複数の媒体**に記録されている場合

## 営業秘密管理指針2. (3)⑤

「同一の情報を紙及び電子媒体で管理することが企業実務で多く見られるが、**複数の媒体で同一の営業秘密を管理する場合には、それぞれについて秘密管理措置が講じられることが原則である。**」

# 情報が**複数の媒体**に記録されている場合

## 営業秘密管理指針2. (3)⑤

「従業員が同一の情報につき**複数の媒体に接する可能性がある場合**において、いずれかの媒体への秘密管理措置(マル秘表示等)によって当該情報についての秘密管理意思の認識可能性が認められる場合には、仮にそれ以外の媒体のみでは秘密管理意思を認識しがたいと考えられる場合であっても、**秘密管理性は維持されることが通常**であると考えられる。」

# 従業員等が会社とは別に資料を所持している場合

知財高判平成28年12月21日

「控訴人は、会員獲得等の営業活動の便宜のため、上記資料原本に記載された会員情報について、個々の担当者がノートに転記し、あるいは、互助会契約の申込書の写しを保管することを許容しており、本件全証拠によっても、控訴人が、これらノート類について、いかなる管理措置を講じていたかは不明である。…さらに、被控訴人の退職時に、上記ノートの回収や廃棄を命じたとも認め難い。」

会社の請求を棄却

# 従業員等が会社とは別に資料を所持している場合

大阪地判平成22年10月21日

「上記の形で(会社に)蓄積保存されるとは別途に、当該顧客情報は、営業部従業員に示され、あるいは営業部従業員がその営業活動の中で自ら取得するとともに、契約者台帳ファイルという形で個々人で管理しているから、その段階において営業秘密としての管理がされているとは認められず、・・・ローン課において、あるいはASデータとして顧客情報を管理することに万全が期されたとしても、・・・顧客情報が営業秘密として管理されていたということとはできない。」

会社の請求を棄却。

# 従業員等が会社とは別に資料を所持している場合

東京地判平成24年6月11日

「個人に帰属する部分を含めた顧客情報が、…営業秘密として、上記就業規則所定の秘密保持義務の対象となるというためには、事業主体者が保有し蓄積するに至った情報全体が営業秘密として管理されているのみでは足りず、…個人に帰属するとみることのできる部分(略)も含めて開示等が禁止される営業秘密であることが、当該従業員らにとって明確に認識することができるような形で管理されている必要がある」

この点に係る会社の請求を棄却

# まとめ

- ・ 同じ情報が複数の媒体に記載・記録されている場合に、**いずれの媒体も会社が管理していると思われる場合には**、一方の媒体を適切に管理していれば、秘密管理性が維持され得る（前記営業秘密管理指針2. (3)⑤）

- ・ 同じ情報が複数の媒体に記載・記録されている場合に、一方を会社が十分に管理しているとしても、**他方の媒体に従業員が所持している場合**、秘密管理性が否定される場合があり得る（前記各裁判例参照）

※ 前記裁判例は営業情報に関するものだが、技術情報にも当てはまるのではないか。

# まとめ

従業員が同じ情報を所持する可能性のある場合の管理方法（前記各裁判例の当てはめ部分に詳しい。）

規則等でそれらも**会社の秘密情報であることを定める**（何が秘密情報かを特定する必要）、

そもそも、メモ等の所持を**容認しない**（規則等で定め、実際にもそのように指導等を行う。）、

退職時には、そのようなメモ等の**廃棄等を指示する**、  
等の対応が考えられ**実際に実施していくことが重要**  
（※前記知財高判平成28年12月21日は会社の定めた措置が形骸化していたとも指摘。）。

# まとめ

- ✓ 営業秘密管理は全社的な経営課題。
- ✓ 業務フローを確認し、営業秘密情報がどこ(誰)から、どのように発生するのか把握し、管理する必要(業務フロー自体を見直すこともあり得る。)
- ✓ 継続的に実施していくため、責任者を含む適切な管理体制を構築することが重要。

# 参考資料

- 弁護士知財ネット営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム
  - 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム 第18回 | 営業秘密 平成29年の裁判例 総決算
  - 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム 第20回 | 電子媒体と紙媒体等複数の媒体で同一の営業秘密を管理する場合の秘密管理性
  
- **平成29年度INPIT営業秘密・知財戦略セミナー弁護士知財ネット担当講義スライド「失敗事例に学ぶ営業秘密保護」**